

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与の供与期限 (注2)	署名日 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
マラウイ	マラウイ共和国政府に対する贈与 とに關する日本国政府とマラウイ 共和国政府との間の交換公文	マラウイの經濟の構造改善努力推進及び債務問題を含 むマラウイの經濟困難緩和に寄与するため、両政府の 關係当局が合意する生産物及び役務を購入するため 資金を贈与すること。	600,000千円 -----	H21.5.11 リロング ワエで (同日)	日本側 野呂元良在マラウ イ大使 側 グブール・ヨ ンドワエ財務大臣	H21.5.27 302号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。